



令和 7 年 10 月 1 日
道路局環境安全・防災課
都市局街路交通施設課

「道路照明施設設置基準」の改定について

～道路の脱炭素化の推進に向けて～

本年 4 月 16 日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」において、道路構造の原則に、脱炭素化の推進等への配慮が位置づけられました。これを踏まえ、本日策定された道路の脱炭素化の推進に関する基本方針（道路脱炭素化基本方針）※に基づき、各道路管理者における道路照明の LED 化を促進するため、「道路照明施設設置基準」を以下のとおり改定しました。

<改定の主なポイント>

- 道路照明の目的において、「脱炭素化の推進等への配慮」を位置づけ
- 光源の選定において、「LED の標準化」を位置づけ

※道路脱炭素化基本方針の詳細

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/utilization/datutannsoka/policy.pdf>

1. 概要

「道路照明施設設置基準」は、道路照明施設の整備に関する一般的技術的基準です。

今回の改定により、道路照明の LED 選定を標準化し、従来の照明よりも消費電力が少ない LED への転換を促進することで、道路の脱炭素化推進や環境負荷の低減などが期待されます。

2. 適用年月日

本基準は、令和 8 年 4 月 1 日以降に設置されるものに適用します。

3. その他

基準の内容は、国土交通省道路局ホームページで公表しています。

https://www.mlit.go.jp/road/sign/ki_jyun/bunya06.html

<問い合わせ先>

道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 企画専門官 北村

代表：03-5253-8111（内線 38104）、直通：03-5253-8907

都市局 街路交通施設課 企画専門官 本山

代表：03-5253-8111（内線 32862）、直通：03-5253-8417



- 道路の日常管理における電力使用量のうち、道路照明が約7割を占める
- 令和7年4月成立の改正道路法において、道路構造の原則に、脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ
- 道路の脱炭素化を推進するため、従来の照明よりも消費電力を削減できるLEDへの転換を促進

道路法改正概要（脱炭素）

道路管理者が協働して脱炭素化を促進する枠組みの導入

道路脱炭素化基本方針【国】

- ・道路の脱炭素化の推進の意義や目標
- ・国が実施すべき施策の基本的方針
- ・脱炭素化推進計画の策定に関する基本的事項 等

方針提示

報告

道路脱炭素化推進計画【国、高速会社、自治体等】

- ・道路の脱炭素化の目標
- ・道路の脱炭素化の推進を図るための施策
- ・計画の実施に必要な事項

脱炭素化技術の活用を促進

① 脱炭素化の道路構造への転換

道路構造について
脱炭素化への配慮
を明確化



LED照明
(消費電力約56%削減)



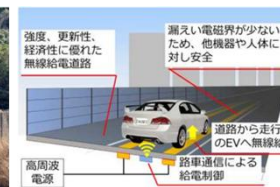
低炭素アスファルト
(CO2排出量7~18%削減)

② 道路空間における脱炭素化施設の導入促進※

道路空間において
民間が活用できる
よう道路占用基準
を緩和



太陽光発電施設



走行中給電施設

※道路脱炭素化推進計画へ位置づけられるものに限る

LED照明導入を促進

道路分野の脱炭素化政策集Ver.2.0より抜粋

今後の道路整備において、LEDを標準化するため、技術基準を改定
消費電力の更なる低減に向け、センサー照明など新技術の活用を推進

道路照明のLED化

2030年度の目標（括弧内は2023年度状況）

国	100%	（約44%）
高速会社	100%	（約45%）
自治体	80%	（約56%※）

1. LED道路照明の選定の標準化

- ① 道路照明の目的に「道路の脱炭素化推進と環境負荷低減への配慮」を位置づけ
 - ② 光源の選定に「LEDの標準化」を位置づけ
- ## 2. その他、連続照明の方式の選定への「低位置照明方式」の位置づけや、連続照明の性能指標への「不快グレア」の追加を実施

1. LED道路照明の選定の標準化

	現行基準	改定基準（改定箇所：赤字）
①	2－1 道路照明の目的 道路照明は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることを目的とする。	2－1 道路照明の目的 道路照明は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることを目的とする。<u>なお、道路の脱炭素化の推進その他の措置により環境への負荷の低減が図られるように配慮されたものでなければならない。</u>
②	6－1 光源および安定器 光源および安定器は、次の事項に留意して選定するものとする。 （１）効率が高く寿命が長いこと （２）周囲温度の変動に対して安定であること （３）光源は光色と演色性が適切であること	6－1 光源および制御装置 光源および制御装置は、<u>LEDを標準とし</u>、次の事項に留意して選定するものとする。 （１）効率が高く寿命が長いこと （２）周囲温度の変動に対して安定であること （３）光源は光色と演色性が適切であること

2. その他の改定事項

○低位置照明方式の位置づけ

- ・連続照明の方式の選定において、ポール照明に比べメンテナンス性能が高い「低位置照明方式」を位置づけ

○不快グレアの追加

- ・連続照明の性能指標において、「不快グレア」（不快感を与える光のまぶしさ）を追加

※連続照明とは、単路部のある区間において、原則として一定の間隔で灯具を配置し、その区間を連続的に照明することをいう